

本市での押印・署名見直しの目的

- ①行政手続における市民等の利便性の向上 ②行政手続のオンライン化の推進

方針の作成にあたって（前提）

- ・「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（内閣府／R2.12.18）に準拠
- ・署名についてもあわせて見直しを行う
- ・市長名で発出

対象

市民、事業者等に押印又は署名を求めている全ての様式

※市から発出する通知等における公印は、対象としない。

今回の見直しの対象外

- ① 地方自治法第234条第5項の規定により記名押印する契約書
② 本市が発注する工事、委託、物品等に係る契約に伴う
入札・見積り・請求等に係る書類

※補助金に係る請求書については、見直し対象

- ③ 法令等の規定により押印又は署名を求められている書類

①②
行政事務の
デジタル化や
業務プロセスの見直し
と合わせて検討

③法令や国・府の
ガイドライン等の
改正を踏まえて対応

(1) 押印見直し基本方針

- ① 認印は、**全て廃止**する。
- ② 認印以外の印については、行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、次に掲げる視点をもって要否を判断する。
 - ア 押印を求めている趣旨に合理的理由があるか。
 - イ 押印を求めている趣旨を他の手段（本人確認の方法等）により代替することが可能か。

① 認印は個人の認証としての効果は乏しく、押印が求められている趣旨に対する効力が限定的。国における押印見直しでも、認印は、**全て廃止**。

②

【ア-1：押印を求める3つの趣旨】

- ・ 本人確認(文書作成者の真正性担保)
- ・ 文書作成の真意確認
- ・ 文書内容の真正性の担保

【ア-2：押印の効力】

趣旨に対する効力が大きい

趣旨に対する効力が限定的である(乏しい)

登記印／登録印
(照合あり)

真に必要性がある場合は
印鑑照合を行うことを検討

登記印／登録印
(照合せず)

認印

【イ：押印を求める趣旨の代替手段の有無の例】

- ・ 継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- ・ 本人であることを確認するための書類のコピーや写真のPDFでの添付
- ・ 電話やウェブ会議等による本人確認
- ・ 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）等

(2) 署名見直し基本方針

趣旨に照らして、署名を求める実質的な意味や必要性を検討の上、署名を廃止し、記名への見直しを検討する。

なお、押印を廃止する代わりに新たに署名を求めることは規制強化となり、デジタル化を促進する観点からも十分な代替案ではないため、原則として認めない。

今後のスケジュール

【見直しの対象手続のリストアップ】

- ・ 総務課が全庁照会
- ・ 必要に応じて総務課による対象手続所管課へのヒアリング

【例規改正の必要がない手続】

年内の廃止

【例規改正が必要な手続】

令和4年3月までに見直しを行う

【内部手続の在り方】

文書管理や決裁等の在り方と合わせて、別途、検討を進める